

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省28-1-3)

施策名	1-3 イノベーション	担当部局名	産業技術環境局産業技術政策課	政策評価実施予定時期	平成29年8月
施策の概要	産業技術に関する政策に関すること			政策体系上の位置付け	1 経済産業
達成すべき目標	日本を世界で最もイノベーションに適した国とすることを目指し、産学官連携を推進するナショナル・イノベーションシステムの改革、民間研究開発投資環境の整備、事業化につながるイノベーションの創出を推進する		目標設定の考え方・根拠	日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)	
施策の予算額(執行額) (百万円)	26年度	27年度	28年度	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説、日本再興戦略、科学技術イノベーション総合戦略
	47,670 (43,411)	54,357 (54,010)	2,066		

【測定指標】

測定指標	基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			目標年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1 世界経済フォーラム(WEF)によるイノベーションの国際競争力順位	-	-	1位	30年度	-	-	-	-	1位	/	/	/	経済を力強い成長軌道に乗せるためには、イノベーションを生み出しやすい仕組みや環境を構築することが重要。 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、イノベーション(技術力)ランキングを今後5年以内に世界第1位にすると目標を掲げられていることを踏まえ設定。
2 官民合わせた研究開発投資の対GDP比	-	-	4%以上	28年度	-	-	4%以上	/	/	/	/	/	科学技術イノベーションの競争力を高め、国際的地位を向上させるためには、研究開発投資の十分な確保が不可欠。 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、官民合わせた研究開発投資を今後3年以内に対GDP比の4%以上を目標とする目標を掲げられていることを踏まえ設定。
3 政府研究開発投資の対GDP比	-	-	1%	28年度	-	-	1%	/	/	/	/	/	科学技術イノベーションの競争力を高め、国際的地位を向上させるためには、研究開発投資の十分な確保が不可欠。 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、政府研究開発投資を今後3年以内に対GDP比の1%を目標とする目標を掲げられていることを踏まえ設定。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
4 オープンイノベーションの推進	①産学連携ガイドラインの策定 ②オープンイノベーションの拠点(オープンイノベーションアリーナ)の形成等による産学連携の推進		28年度		第4次産業革命をはじめイノベーションを巡る環境が予想以上のスピードで変化していることから、「組織」対「組織」の本格的な産学官連携体制を構築することや、企業・大学・ベンチャー企業等、各プレイヤーの垣根を打破してそれを流動化させ、各プレイヤーが総じて付加価値を創出するためのオープンイノベーションの推進が重要。 「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)においても「産学官連携を円滑に推進する観点から、これらの課題に対する処方箋や考え方をとりまとめたガイドラインを関係府省が連携して本年秋までに策定する」旨記載されていることや、科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)において、オープンイノベーションを本格的に推進するための仕組みを強化することが挙げられていることを踏まえ設定。								

5	<p>中長期における研究開発等の推進</p> <p>着実な施策の実施 (※)</p> <p>※具体的には以下を実施予定 ①中長期的な視点からの具体的な技術戦略に基づき、戦略的基盤技術研究開発(人工知能、ロボット等)を実施する ②産業技術やエネルギー・環境技術分野について具体的な技術戦略を策定する 等</p>	28年度	<p>我が国の産業が中長期的に世界をリードするためには、具体的な技術戦略を策定した上で、国の研究開発プロジェクトを実施し、個別の企業では実施困難な、より革新的で複雑な研究開発に取り組むことが重要。</p> <p>「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)において、国内外の科学・産業技術動向の調査・分析を行い、日本の「強み」、「優位性」を活かした戦略・ロードマップの策定を行うことが挙げられていることや、科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)において、科学技術イノベーションに資する研究開発プロジェクトを着実に推進することが挙げられていることを踏まえ設定。</p>
6	<p>研究開発型ベンチャーの育成とエコシステムの構築</p> <p>研究開発型ベンチャーを支援するVC等の認定等によるベンチャー・エコシステムの構築</p>	28年度	<p>我が国では研究開発型ベンチャーの創出・発展が不十分であり、ベンチャーが持続的に生み出されるようなベンチャー・エコシステムの形成を目指すことが重要。</p> <p>科学技術イノベーション総合戦略2016(平成28年5月24日閣議決定)において、ベンチャーキャピタリストをはじめとした人材の専門的な知見を活用し、中小・ベンチャー企業のニーズに合わせた技術開発及び経営支援をハンズオンで行う取組を推進すること、ベンチャー・チャレンジ2020(平成28年4月19日日本経済再生本部決定)において、海外のベンチャーキャピタルによる日本の研究開発型ベンチャーへの投資を促す仕組みの構築等によってイノベーションエコシステムの構築につなげていくことが挙げられていることを踏まえ設定。</p>

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成28年 行政事業 レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度					
1 海底熱水鉱床探鉱技術開発等調査事業	3,010 (2556)	2,100 (2021)	700	平成20年度	5	「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」(平成25年12月24日、経済産業省策定)では、「国際情勢をにらみつつ、平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう、既知鉱床の資源量評価、新鉱床の発見と概略資源量の把握、実海域実験を含めた探鉱・揚鉱に係る機器の技術開発、環境影響評価手法の開発等を推進する。」と目標に掲げている。本事業により、海底熱水鉱床等の海洋鉱物資源の開発に関する調査・研究を推進し、もって平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるイノベーションの創出環境を整える。	-	0006
2 技術開発調査等の推進	152 (114)	174 (159)	174	平成18年度	2	我が国の国際的な産業競争力の強化等により、我が国にイノベーションを創出させ、経済成長を実現する。	-	0008
3 三次元造形技術を核としたものづくり革命プログラム	4,000 (3963)	1,900 (1900)	750	平成26年度	1,2,3	世界最先端の3D積層造形装置及び周辺技術を開発することで、我が国のイノベーションの国際競争力向上に貢献するとともに、官民合わせた研究開発投資の対GDP比及び政府研究開発投資のGDP比の向上に寄与する。	-	0009
4 戦略策定調査事業	104 (104)	46 (46)	91	平成15年度	3	NEDOが研究開発プロジェクトのマネジメントを行う技術分野について、技術全体を整理・体系化した技術の俯瞰図やロードマップを作成するとともに、当該分野をとりまく環境について広く調査を実施するものであり、事業化につながるイノベーションの創出の促進に資する。	-	0011
5 国際研究開発・実証プロジェクト	1,046 (1046)	1,768 (1768)	301	平成23年度	-	我が国企業が有する環境分野等の高い技術力、技術の有効性を証明し、アジアをはじめとする潜在市場を有する国への展開(市場獲得)により、企業等による研究開発投資が促進されることでイノベーション創出の機会が拡大。	-	0012
6 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業	0 (0)	387 (387)	284	平成26年度	4	中堅・中小企業等が、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し研究機関」を活用した生産方法の革新や技術力の向上等の実現への取組を支援することにより、事業化につながるイノベーションの創出推進を図るものである。	-	0013
7 研究開発型ベンチャー支援事業(起業家候補人材支援事業)	353 (353)	488 (488)	30	平成26年度	6	我が国では、研究開発型ベンチャー企業等の創出・発展が不十分な状態であるため、本事業において技術シーズを持つ研究開発型ベンチャーの起業家候補人材の育成を図ることにより、エコシステムの構築に資するものである。	-	0014
8 研究開発型ベンチャー支援事業(VC等連携によるベンチャー事業化支援事業)	0 (0)	429 (429)	168	平成26年度	6	我が国では、研究開発型ベンチャー企業等の創出・発展が不十分な状態であるため、本事業において海外からのVC等の誘致や日本のVC等の育成に係る施策とともに、研究開発型ベンチャーへの支援施策を組み合わせることにより、エコシステムの構築を図るものである。	-	0015
9 インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト	2,207 (2207)	2,233 (2233)	1,929	平成26年度	1,3	本事業では、的確にインフラの状態を把握できるモニタリング技術、点検・調査を行うロボット等の開発を進める。具体的には、①インフラの状態モニタリング技術開発(複合センサ基盤技術、画像を活用したイメージング技術、先端技術を活用した高度計測評価技術等)②インフラ点検・調査用ロボット技術開発(人が到達困難な場所へ点検・調査機器を搭載して移動する小型移動ロボット、防爆・防水・防塵化ロボット、ロボットに搭載可能な非破壊検査技術等)を行うことにより、イノベーションの創出を推進した。	-	0016
10 次世代人工知能・ロボット中核技術開発	-	963 (963)	3,325	平成27年度	5	先進的な人工知能の研究開発・実用化と基礎研究の進展という好循環(エコシステム)の中核となる研究開発拠点の形成により、我が国の人工知能研究者の多くが個別に、実世界との接点が限られた中で研究している状況を変え、より一層、事業化につながるイノベーション創出を図ることができると見込んでいる。	-	0017

11	航空機用先進システム基盤技術開発事業	-	339 (339)	340	平成27年度	4	本事業は、航空機及び搭載機器の安全性向上、運航経済性向上、次世代航空機・管制システムへの対応といった要請に応えるため、我が国から航空機産業にイノベーションを生み出す先進的な航空機システムに係る研究開発を行うものであり、政府研究開発投資の対GDP比1%を実現に寄与する。	-	0018
12	課題解決型福祉用具実用化開発支援事業	-	102 (102)	102	平成27年度	-	本事業では、福祉用具の製品開発を担う企業とユーザー評価を担う機関・個人(福祉施設・介護施設)とが連携して製品等の開発を行うことにより、事業化につながるイノベーションの創出を図るものである。	-	0019
13	ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト	-	453 (453)	2,097	平成27年度	2	本事業は、ものづくり分野とサービス分野を対象に、これまでロボットで行うことができなかった作業や工程について、ユーザーニーズと市場化出口を明確にした上で、特化すべき機能の選択と集中に向けた技術開発を実施する事業。本事業で実用化開発された先進的なロボットが、新たなロボット活用事例を作り市場を創出することで、新たに開拓された市場におけるロボットの開発投資を促進することが期待される。	-	0020
14	廃炉・汚染水対策事業	19851 19851	14,580 (14580)	-	平成25年度	-	廃炉・汚染水対策を進めていく上で、技術的に難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要のある研究開発を支援することにより、研究開発投資の促進及び中長期ロードマップの円滑な履行に資するため。	-	0023
15	放射性物質研究拠点施設等運営事業	-	664 (457)	1,070	平成26年度	-	廃炉・汚染水対策を進めていく上で、技術的に難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要のある研究開発を支援することにより、研究開発投資の促進及び中長期ロードマップの円滑な履行に資するため。	-	0024
16	国際研究開発事業	-	-	236	平成28年度	4	国内企業が求める技術を持つ海外企業との共同研究により、新たなイノベーションの創出に寄与する。	-	新28-0002
17	生体機能国際協力基礎研究事業	-	-	476	平成28年度	4	国際ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム(HFSP)を通じて、「生体を持つ複雑なメカニズムの解明」に焦点を置いた基礎研究を支援することで、イノベーションの創出を推進、人類の福祉の向上につながる研究成果を実現する。	-	新28-0003
18	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	-	-	-	昭和42年度	2	1. 総額型 試験研究費の総額の8～10%相当額の税額控除を認める(法人税額の30%が控除上限)。 2. 上乗せ(増加型・高水準型)措置 総額型に加え、試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)と試験研究費の売上高に占める割合が10%を超える部分に係る税額控除(高水準型)の選択適用を認める(いずれも法人税額の30%が控除限度)	-	-
19	特別試験研究に係る税額控除制度	-	-	-	平成5年度	2	大学、公的研究機関等との共同試験研究及び委託試験研究について、試験研究費の額の12%相当額の税額控除を認める。(ただし、「試験研究費の総額に係る税額控除制度」の税額控除額と合計して法人税額の20%を限度。なお、平成21年4月1日～平成26年3月31日までに開始する事業年度については30%を限度。)	-	-
20	国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入	-	-	-	平成13年度	2	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第1項第3号(業務の範囲)等に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金等で取得した固定資産等について、圧縮記帳を認める。	-	-
21	基盤技術研究促進事業(産投出資)	-	-	-	平成13年度	2	民間企業等による基盤技術研究を促進するための新エネルギー・産業技術総合開発機構の研究開発委託事業	-	-
22	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律	-	-	-	平成10年度	2	大学等技術移転促進法(TLO法)は、大学等から生じた研究成果の産業界への移転を促進し、産業技術の向上及び新規産業の創出を図るとともに、大学等における研究活動の活性化を図ることを目的とする。	-	-

23	大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン(2011. 3)	-	-	-	平成22年度	2	大学が自ら営業秘密管理指針を作成する際に留意すべき点を示すことを目的にガイドラインを策定。ガイドラインでは「営業秘密」として法的に認められ得る秘密管理の水準を明示。	-	-
24	技術研究組合法	-	-	-	昭和36年度	2	民間企業、大学、公的研究機関が試験研究を協同して行う「技術研究組合」の設立等について定めた法律。	-	-
25	技術研究組合の所得計算の特例	-	-	-	昭和36年度	2	青色申告書を提出する法人 技術研究組合が、組合員への賦課金によって取得した試験研究用固定資産について、圧縮記帳を認める。 過去5年間の減収額 ()は損金算入額 平成22年度 1,961百万円(6,536百万円) 平成23年度 246百万円(820百万円) 平成24年度 264百万円(1,035百万円) 平成25年度 698百万円(2,739百万円) 平成26年度 197百万円(773百万円) (租特透明化法に基づく適用実態調査結果等を基に算出)	-	-
26	基盤技術研究円滑化法	-	-	-	昭和60年度	2	民間における基盤技術研究の促進に関する法律。新エネルギー・産業技術総合開発機構による基盤技術研究促進事業の根拠法。	-	-
27	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律	-	-	-	平成5年度	2	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律。新エネルギー・産業技術総合開発機構による福祉用具の研究開発助成事業の根拠法。	-	-
28	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法	-	-	-	平成14年度	2	新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務範囲等を定めた根拠法。	-	-
29	国立研究開発法人産業技術総合研究所法	-	-	-	平成11年度	2	産業技術総合研究所の業務範囲等を定めた根拠法。	-	-